

令和2年9月2日提出

今治市議会定例会（第5回）議案

今治市議会定例会（第5回）議案目次

| 番 号 | 件 名 | ページ |
|-------|----------------------------------|-----|
| 議案 89 | 今治市立小中学校校内通信ネットワーク整備事業に係る契約の締結につ | 1 |
| | いて | |
| 議案 90 | 財産の取得について（学習用タブレット端末） | 3 |

今治市立小中学校校内通信ネットワーク整備事業に係る契約の締結について

今治市立小中学校校内通信ネットワーク整備事業施行のため、次の請負契約を締結する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 契約の目的 今治市立小中学校校内通信ネットワーク整備事業
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

| 区 分 | 契約金額 | 契約の相手方 | 工 期 |
|------------------------|------------------|--|-----------------------------|
| 今治市立小中学校校内通信ネットワーク整備事業 | 円 698,500,000 | 今治市南大門町一丁目1番地15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘 | 契約発効の日から 令和3年3月12日 まで |

- 4 仮契約締結年月日 令和2年7月29日

「参 考」

1 工事概要

| | |
|--------------|----|
| 校内通信ネットワーク整備 | 一式 |
| 充電キャビネット設置 | 一式 |
| 電気設備工事 | 一式 |
| 機器設置および設定 | 一式 |

2 入札結果

| 業 者 名 | 入 札 金 額 |
|----------|---------------|
| 四国通建株式会社 | 698,500,000 円 |
| 扶桑電通株式会社 | 712,800,000 |

| 区 分 | 金 額 |
|--------|---------------|
| 予定価格 | 713,702,000 円 |
| 調査基準価格 | 657,961,873 |

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

財産の取得について（学習用タブレット端末）

次のとおり学習用タブレット端末を購入する。

令和2年9月2日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 品名及び数量 学習用タブレット端末 10,788台
- 2 購入の目的 児童生徒1人1台端末の学習環境整備
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

| 区 分 | 購入方法 | 購入金額 | 購入の相手方 |
|------------|------|------------------|--|
| 学習用タブレット端末 | 随意契約 | 円 480,605,400 | 今治市南大門町一丁目1番地15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘 |

「参 考」

愛媛県G I G Aスクール端末等共同調達協議会による入札結果

| 業 者 名 | 入 札 金 額 |
|----------|-----------------|
| 四国通建株式会社 | 1,307,286,750 円 |

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

今治市を含む8団体の調達合計29,009台（内2,263台は設置設定費含む。）に係るものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。